

熊本地震に係る固定資産税等の特例措置についてお知らせします

熊本地震により被災した家屋または償却資産に代わるものとして取得した資産に対する固定資産税・都市計画税について、次の特例措置が設けられています。

【被災代替家屋に係る固定資産税等の特例】

熊本地震により半壊以上の被害を受けた家屋(被災家屋)の代替家屋を取得した場合に、その翌年から4年度分に限り固定資産税・都市計画税が2分の1に軽減されます。

※取得期間の要件。

平成28年4月14日から令和7年3月31日に取得されたもの

【被災代替償却資産に係る固定資産税の特例】

平成28年度の償却資産台帳に登録された資産が熊本地震により被災し、平成29年度以降に償却資産台帳から除却等の処分がされ、使用目的等が同一の資産を代替として取得した場合に、取得した翌年から4年度分に限り、課税標準額が2分の1に軽減されます。

※取得期間の要件。

平成28年4月14日から令和5年3月31日に取得されたもの

なお、市ホームページに手続きの案内と申請様式を掲載しています。

適用要件および、申請書類など詳しくは、固定資産税課へ。

(固定資産税課 ☎328-2195)

<後期高齢者>保険証・認定証等を7月中旬に送付します

- ①後期高齢者医療被保険者証(保険証)
- ②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- ③後期高齢者医療限度額適用認定証
- ④保険料額決定通知書

①8月1日から使用する新しい後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します。保険証の色が「薄青色」から「薄黄色」に変わります。

②8月1日から使用する新しい後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)を送付します。減額証の色が「薄青色」から「薄黄色」に変わります。

③8月1日から使用する新しい後期高齢者医療限度額適用認定証(限度証)を送付します。限度証の色に変更はありません。

④令和5年度後期高齢者医療保険料額決定通知書(保険料のお知らせ)を送付します。令和4年中の所得をもとに保険料を決定しています。詳しくは、保険料額決定通知書をご覧ください。

※有効期限が令和5年7月31日の①～③については、令和5年8月1日以降使えません。

※①と④は後期高齢者医療被保険者の方へ送付します。

※②と③は対象者の方へ送付します。(国保年金課 ☎328-2290)

8月から国民健康保険証が新しくなります

国民健康保険証の有効期限は7月31日までです。7月中旬に、新しい保険証(橙色)を普通郵便で郵送します。更新手続きの案内が届いた方は、新しい保険証作成のために手続きが必要です。忘れずに窓口までお越しください。

(国保年金課 ☎328-2290)

国民健康保険 限度額適用認定証の更新手続き

期7月3日(月)～ 内現在お持ちの限度額適用認定証の有効期限は、7月31日までです。更新が必要な方は新たに申請してください。期70歳未満の方、70歳～74歳の方で非課税世帯または負担割合が3割負担の一部の世帯(課税所得690万円未満の世帯)の方 ※税の申告を済ませたうえでお手続きください。期国民健康保険証、個人番号カード(お持ちの方のみ) 期区役所区民課、総合出張所 ※国民健康保険料に滞納がある世帯には、交付できない場合があります。詳しくは区役所区民課へ。※オンライン資格確認が利用可能な医療機関等では、保険証またはマイナンバーカード(事前に健康保険証利用の申し込みが必要)を医療機関等の窓口で提示することで、「限度額適用認定証」がなくても一部負担金が自己負担限度額までとなります。

(国保年金課 ☎328-2290)

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間、7月1日は「更生保護の日」です

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生に

ついて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な明るい地域社会を築くことを目指した全国的な運動で、「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」がシンボルマークです。

犯罪や非行をした人たちの再スタートとそれを支える人々を応援するメッセージとして、今年度も7月1日～4日間、熊本城の天守閣をイメージカラーの黄色にライトアップします。

■第73回 熊本市推進大会 無料

期7月4日(火)午後1時～ 場市民会館シアーズホーム夢ホール 期「犯罪のない未来を創るために～心(むすめ)と共に～」 期清水 誠一郎さん(犯罪被害者ご遺族) 期800人 期当日直接会場へ (生活安全課 ☎328-2397)

浄化槽の清掃は年1回以上行いましょう

浄化槽は使用するにつれて、槽内に汚泥が堆積します。浄化槽の機能を維持するには、清掃して汚泥を引き抜く必要があります。浄化槽の清掃は、年に1回以上(全ばっ気型は半年に1回以上)必ず行いましょう。

浄化槽の維持管理については、電話または市ホームページで確認ください。

(浄化対策課 ☎328-2366)

令和5年度下半期会計年度任用職員(パートタイム)募集

【業務内容】事務、窓口接客業務など
【任用期間】採用日(令和5年10月1日以降)～令和6年3月31日までの間
※再任する場合有。

※雇用保険加入・社会保険加入の場合有。

【報酬月額】事務的業務:118,190～131,248円、窓口接客業務:123,680～140,893円【期末手当】要件を満たす場合に支給有

※通勤手当を支給する場合有。

※募集職種や応募方法など詳しくは、市ホームページまたは募集要項をご覧ください。

■募集要項配布・応募期間

期7月3日(月)～21日(金) 場市庁舎(1階総合案内、6階人事課)、区役所総合案内 (人事課 ☎328-2149)

「客引き行為」は利用しない! ついていけない!

「客引き行為」とは、通行する人等の中から相手方を特定した上で呼びかけ、通行を妨げる等して客となるよう誘う行為のことです。本市では、客引き行為等禁止地区において、このような「客引き行為」をしたりさせたりすること等を条例で禁止しています。

「客引き行為」の誘いで行った店舗で料金トラブル(ぼったくり)に遭ったという事案も発生しています。客引きには、決してついていけないようにしましょう。

(生活安全課 ☎328-2397)

化学物質過敏症をご存じですか

化学物質過敏症はさまざまな製品に含まれる通常では問題にならない微量の化学物質に敏感に反応し、頭痛や全身倦怠感などさまざまな症状が現れる病気です。また、柔軟剤、香水などの香料に含まれる化学物質に過敏に反応し、体調不良を引き起こす方もいます。

化学物質によりこのような症状が誘発され、苦しんでいる方へのご配慮をお願いします。

(生活衛生課 ☎364-3187)

夏季の省エネ・節電にご協力ください!!



近年、猛暑が続いており、今年も夏季の電力需給の逼迫が予想されます。

市民の皆さんも、熱中症等に留意しつつ、省エネ・節電にご協力をお願いします!

【省エネ・節電の例】

- エアコン
 - ・設定温度は控えめに、必要な時だけ
 - ・窓にはカーテンやブラインドを
 - ・扇風機やサーキュレーターも活用
- 照明
 - ・照明機器をLEDに更新
 - ・こまめに消灯し、点灯時間を短く
- テレビ・パソコン
 - ・見ないとき、使用しないときは、電源をオフに
 - ・明るさを控えて、省エネモード

(脱炭素戦略課 ☎328-2355)

熊本市オンブズマン制度

【令和4年度(2022年度)運営状況の報告】

オンブズマンが市政に関する苦情を簡易迅速に調査するとともに市政を監視することで、市民の皆さんの権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的とした制度です。令和4年度(2022年度)の苦情申立受付件数は63件、苦情処理をした件数は、前年度からの継続分13件と合わせて76件でした。また、オンブズマン条例第7条第2項に基づく発意調査を2件行い、第7条第1項第2号に基づく勧告・意見表明は行いませんでした。

【オンブズマン制度とは?】

オンブズマンが、市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査する制度です。本市では2人のオンブズマンが職務を行っています。

○どんな苦情が対象となりますか?

本市の仕事とその仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日または終わった日から原則として1年以内の苦情です。ただし、行政不服申立てなどほかの制度を利用した場合などは取り扱わないこともあります。

○苦情申立ての方法は?

書面(苦情申立書)を事務局へ提出してください(持参、郵送、Eメール、ホームページのフォームメール、またはファクスにて受け付け)。申し立て後、希望があれば、オンブズマンと直接面談ができます。

苦情申立書は、事務局や、各区役所、まちづくりセンターに設置しています。

○申し立て後は?

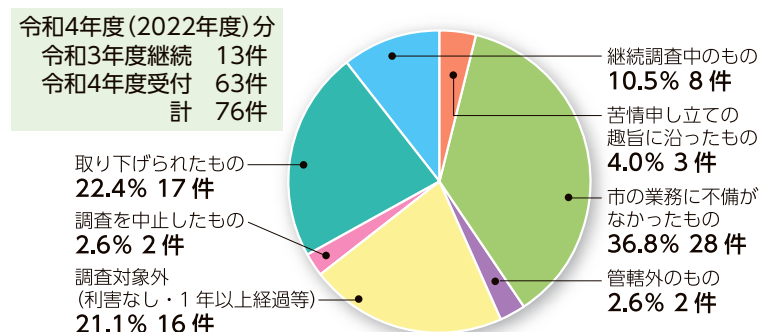
オンブズマンが苦情の内容や担当部署の調査を行います。その後、調査の結果に基づき、オンブズマンが見解(判断)を示し、その内容を申立人、市の双方に文書で通知します。

令和4年度(2022年度)の行政組織別受付状況

組織名	件数	組織名	件数	組織名	件数
区役所	23	教育委員会	4	市民病院	1
健康福祉局	11【1】	都市建設局	3(1)	選挙管理委員会	1
政策局	5	交通局	2	その他の機関	1
財政局	5(1)	上下水道局	2		
文化市民局	4	総務局	1	合計	63【1】(2)

【 】内は新型コロナ関連。()内は熊本地震関連。

苦情対応結果(令和3年度(2021年度)継続分を含めた76件)



年次報告書が完成!

オンブズマン事務局、区役所、まちづくりセンターに置いているほか、市ホームページからもダウンロードができます。



HPからの申し立てもできます

(オンブズマン事務局 ☎328-2916)